

横浜市一時保育事業のご案内

1 一時保育事業（認可保育所等で行う一時的な保育）とは

一時保育とは、保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり（保育）する制度です。

2 対象児童

認可保育所等（横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（給付対象）、家庭的保育事業及び認定こども園の保育所部分も含む）に在籍していない未就学児童

※横浜市民以外の利用については、直接施設にお問い合わせください。

3 利用制限

下記の利用用途で預かります。なお、児童一人あたり、ひと月の利用限度は合計 120 時間です。

種類	内容
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学、介護等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりします。

例えば…
非定型利用で 100 時間利用している場合は、
緊急やリフレッシュでの利用は 20 時間可能です。

4 利用料

保護者が横浜市民である児童の利用料は、右のとおり上限額を設定しています。ただし、金額や一時保育事業の実施時間の設定は施設によって異なります。また、キャンセル料・一時保育事業実施「時間外」の料金などは各施設で定めているため、施設へお問い合わせください。

※利用料は 30 分単位で徴収され、10 円未満は切り上げです。

※市外在住児童については市で定める上限金額がなく、施設によって異なるため、直接ご確認ください。

<一時保育事業 料金の上限>

0～2歳児クラス

300 円（1 時間あたり）

2,400 円（1 日あたり）

3～5歳児クラス

160 円（1 時間あたり）

1,300 円（1 日あたり）

給食・おやつ 合計 500 円

（1 日あたり）

※時間外料金は、上限の対象外です。

<減免制度> 保護者が横浜市民の場合、利用料（給食・おやつ代を除く）減額制度があります。

（里帰り出産や海外からの一時的な帰国、及び必要書類の提出ができない場合は対象外）

減免対象世帯	減免率	必要書類（写し可・いずれか一つをご提出ください）
生活保護世帯	全額減免	○保護決定通知書 ○生活保護受給証明書 ○休日・夜間等診療依頼証
市民税非課税世帯	全額減免	保護者及び世帯全員分の「税控除が記載された市民税・県民税・森林環境税 課税（非課税）証明書」 ※備考欄に税額控除額の内訳が必要です。 <u>必ず証明書発行窓口でその旨を申し出てください。</u>
ひとり親世帯	全額減免	○福祉医療証 ○児童扶養手当認定通知書 ○児童扶養手当証書
多胎児減免 （緊急・リフレッシュのみ利用可能）	全額減免	○母子手帳（出生届出済証明の箇所） ○住民票等の多胎児であることが確認できる書類

※戸籍上、ひとり親の場合に限り、1 通の課税証明書等で判定します。

※税額控除は、住宅ローン控除、ふるさと納税などの寄付金控除など

5 実施施設

横浜市一時預かり・病児保育 WEB 予約システムから検索が可能です。

※WEB 予約機能は一部の施設のみ実施しています。



類似事業の紹介（乳幼児一時預かり）

認可外保育施設でも一時的な預かりを実施しています。

「横浜市一時預かり・病児保育 WEB 予約システム」から施設検索と WEB 予約が可能です。
WEB 予約システムの二次元コードはこちら↑